

部活動に係る活動方針

平成 31 年 3 月 15 日
京都府立北稜高等学校

1. 目的

本校生徒が、課外活動として学校及び顧問の指導のもとに、各自の自立的自発的活動により、技術を磨き、教養を高め、個性の伸長を図り、人間性の発展に寄与するとともに、心身の健全な発達を伸長し、余暇の活用を図り、集団生活における協力的な態度を育成することを目的とする。

2. 設置部活動

〔体育系〕 剣道部、硬式野球部、サッカー部、自転車競技部、女子テニス部、男子テニス部、卓球部、女子バスケットボール部、男子バスケットボール部、女子バドミントン部、男子バドミントン部、女子バレーボール部、男子バレーボール部、女子ハンドボール部、男子ハンドボール部、ラグビー部、陸上競技部

〔文化系〕 吹奏楽部、ESS 部、囲碁・将棋部、演劇部、競技かるた部、写真部、天文地学部、美術部、放送部

3. 入退部

- ・ 部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づく。
- ・ 所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

4. 活動計画書

- ・ 所定の「活動計画書」（校外活動届及び休日活動届・定期考査期間活動届を兼ねる）を毎月作成し、前月の 25 日までに生徒指導部に提出し、許可を受けること。（長期休業中の活動も同様）

5. 活動時間

- ・ 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、平日は 3 時間程度まで（朝練習を含む）、活動時間は清掃終了時から午後 5 時 30 分までとする。延長届が出された場合の完全下校は原則として午後 7 時とする。なお、早朝に活動する場合は必ず顧問が付添って実施する。なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- ・ 土・日曜日及び祝日に実施する場合は原則として 4 時間程度まで、活動時間帯は原則として午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、必ず顧問が付添うこと。
- ・ 定期考査に係る活動について、考査 1 週間前から、考査終了までの部活動は原則禁止とする。ただし、公式戦やコンクール等が近い部や顧問の長期的な計画のもとに継続した調整が必要な場合、定期考査期間活動届を兼ねる「活動計画書」を提出し、許

可を受けること。

6. 休業日

- ・ 週当たり1日以上設定すること。また、月2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

7. 合宿規程

- ・ 原則、年度内2回、泊数は年間合計5泊以内、1回につき3泊以内とし、場所は京都府内もしくは最寄りの近畿圏内とする。

8. 部の新設・停止・休・解散

[新設]

- ・ 部を設立しようとするときは、その準備として同好会を設立しなければならない。同好会設立にあたっては生徒指導部の指導のもとに、設立申請書を作成し、生徒会代議員会の承認が必要である。また、職員会議で以下の認可条件に従って協議し、適当と認められた場合、校長が認可するものとする。
 - (1) 活動内容が文化的、体育的、生産的な活動のいずれかに属していること。
 - (2) 所属人数が活動に支障のない人数に達していること。
 - (3) 活動場所や使用施設・設備の見通しがについていること。
 - (4) 顧問予定者を得ていること。
 - (5) 本校の指導方針に適していること。

[休・廃部]

- ・ 部員が校則に反したり、本校生としてふさわしくない行為のあった時は、部活動を停止することがある。
- ・ 部活動が部認可の要件を欠いた時は休部とする。休部期間は原則として1年以内とし、休部中にその設立要件を回復した場合、所定の手続きを経てこれを復活することができる。
- ・ 休部期間が1年を超えるときには、これを解散する。
- ・ その他、教育上不適当と認められたときは、解散を命ずることがある。

9. その他

- ・ この活動方針は京都府立北稜高等学校として定めるものであるが、実際の部活動の運営上極めて困難と判断される場合、部活動顧問は校長の承認を得たうえで、原則としての活動方針を超える部分を所属する部活動員に対して説明すること。また、部活動員の保護者に対しても理解が得られるように取り組むこととする。